



9 指 第 2 9 2 号
平成29年3月17日

(一社) 京都府建設業協会長 様

京都府建設交通部長



工事請負契約書、土木設計業務等委託契約書等の一部改正について (通知)

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」(昭和24年法律第256号) 第8条第1項の規定に基づき、「政府契約の支払遅延に関する遅延利息の率を定める件」(昭和24年12月大蔵省告示第991号) の一部改正及び「京都府会計規則の運用について」(平成23年11月16日付け3会第339号会計管理者通知) による基準契約書の一部改正に伴い、工事請負契約書(平成8年9月13日付け8指第307号土木建築部長通知) 及び除草等委託契約書(平成20年2月22日付け20指第235号) について、下記のとおり一部改正したので、事務処理に留意願います。

なお、本契約書は、平成29年4月1日以降に締結する契約から適用することとします。

記

- 1 工事請負契約書
別記、工事請負契約書新旧対照表のとおり
- 2 除草等委託契約書
別記、除草等委託契約書新旧対照表のとおり

担当	指導検査課調整担当
電話	075-414-5225

新 旧 対 照 表

現 行	改 正	改 正 内 容
<p>工事請負契約書</p> <p>(前払金及び中間前払金) 第34条 1～7項 省略</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）<u>、</u>動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる額は、前払金の100分の25以内の額に限る。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第44条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(違約金)</p> <p>第46条の3 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として<u>直ちに支払わなければならない。ただし、第2号に該当した場合であつて、この工事を完成させたときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p>	<p>工事請負契約書</p> <p>(前払金及び中間前払金) 第34条 1～7項 省略</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第35条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）<u>、</u>動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる額は、前払金の100分の25以内の額に限る。</p> <p>(履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第44条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。</p> <p>3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>(違約金)</p> <p>第46条の3 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者</p>	<p>支払遅延防止法の一部改正に伴う改正</p> <p>支払遅延防止法の一部改正に伴う改正</p> <p>支払遅延防止法の一部改正に伴う改正</p> <p>支払遅延防止法の一部改正に伴う改正</p> <p>基準契約書の一部改正に伴う改正</p> <p>基準契約書の一部改正に伴う改正</p>

新 旧 対 照 表

現 行	改 正	改 正 内 容
<p>(2) 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア <u>破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたとき。</u></p> <p>イ <u>アのほか、受注者が債務整理に因りて裁判所の関与する手続を申立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の工事の続行が困難と認められる事実が発生したとき。</u></p> <p>ウ <u>発注者の受注者に対する債務について仮差押、保全差押若しくは差押の命令又は通知が發せられたとき。</u></p> <p>2 第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 1～2項 省略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があつたときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第49条又は第46条の2の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割</p>	<p><u>の債務について履行不能となつたとき。</u></p> <p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。</p> <p>(1) <u>受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</u></p> <p>(2) <u>受注者について更正手続開始の決定があつた場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</u></p> <p>(3) <u>受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p>3 第1項各号の場合(第46条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 1～2項 省略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があつたときは、当該前払金の額及び中間前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条、第46条の2又は第46条の3第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年10.75パーセントの割</p>	<p>基準契約書の一部改正に伴う改正</p> <p>基準契約書の一部改正に伴う改正</p>

新 旧 対 照 表

現 行	改 正	改 正 内 容
<p>息を付した額を、解除が前2条の規定によるにあっては、その余額を返還しななければならない。</p> <p>4～7項 省略</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条又は第46条の2の規定によるにあっては、発注者が定めるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払われない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年2.8パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年10.75パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。</p> <p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第51条の3 第46条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、同項第2号に該当する場合であつて、この工事を完成させたときは、この限りでない。</p>	<p>合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるにあっては、その余額を返還しななければならない。</p> <p>4～7項 省略</p> <p>8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条、第46条の2又は第46条の3第2項の規定によるにあっては、発注者が定めるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払われない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年2.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年10.75パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。</p> <p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第51条の3 第46条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。</p>	<p>基準契約書の一部改正に伴う改正</p> <p>支払遅延防止法の一部改正に伴う改正</p> <p>基準契約書の一部改正に伴う改正</p>

新 旧 対 照 表

現 行	改 正	改 正 内 容
<p>(総則)</p> <p>第1条 1～10項 省略</p> <p>11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第24条の規定により、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>(委託料の支払い)</p> <p>第15条 1、2項省略</p> <p>3 発注者は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.8パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。</p> <p>(履行遅滞)</p> <p>第17条 受注者は、その責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、委託料から業務等の既済部分に相応する委託料を控除した額に対し年2.8パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。</p> <p>2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。</p> <p>(違約金)</p> <p>第19条の3 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>賠償代金額</u>の10分の1に相当する額を違約金として直ちに支払わなければならない。ただし、第2号に該当した場合であつて、この業務を完了させたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあつたとき。</p>	<p>除草等委託契約書</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 1～10項 省略</p> <p>11 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第24条第1項の規定により、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>(委託料の支払い)</p> <p>第15条 1、2項省略</p> <p>3 発注者は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年2.7パーセントを乗じて計算した遅延利息を受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。</p> <p>(履行遅滞)</p> <p>第17条 受注者は、その責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、委託料から業務等の既済部分に相応する委託料を控除した額に対し年2.7パーセントを乗じて計算した遅延賠償金を発注者に支払わなければならない。</p> <p>2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。</p> <p>(違約金)</p> <p>第19条の3 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>委託料</u>の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。</p> <p>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によつて受注者の債務について履行不能となつたとき。</p>	<p>文言の適正化</p> <p>調停人の選任は第24条第1項に規定</p> <p>支払遅延防止法の一部改正に伴う改正</p> <p>支払遅延防止法の一部改正に伴う改正</p> <p>基準契約書の一部改正に伴う改正</p> <p>基準契約書の一部改正に伴う改正</p>

新 旧 対 照 表

現 行	改 正	改 正 内 容
<p>ったとき。</p> <p>イ アのほか、受注者が債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は自ら営業の廃止を表明したときその他の業務の履行が困難と認められる事実が発生したとき。</p> <p>ウ 発注者の受注者に対する債権について仮差押、保金差押若しくは差押の命令又は通知が発せられたとき。</p> <p>2. 契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって前項の連約金に充当することができる。</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は連約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで年2.8パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年10.75パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。</p> <p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第23条の3 第19条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。ただし、同項第2号に該当する場合であつて、この業務を完了させたときは、この限りでない。</p>	<p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。</p> <p>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>(2) 受注者について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>3 第1項各号（第19条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって同項の連約金に充当することができる。</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は連約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで年2.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年10.75パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。</p> <p>(期限の利益の喪失)</p> <p>第23条の3 第19条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。</p>	<p>基準契約書の一部改正に伴う改正</p> <p>基準契約書の一部改正に伴う改正</p> <p>支払遅延防止法の一部改正に伴う改正</p> <p>基準契約書の一部改正に伴う改正</p>